

登録番号	愛知県 第5002号		氏名又は名称	前田 純		
作成日	R6/9 /15	変更日	1: / /	2: / /	3: / /	

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に○)																			
	(○) 単独の判断			() 団体による判断																
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。				出航中止の判断は、以下のとおり行います。															
	<ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 				①出航中止を判断する団体名 _____															
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>琵琶湖</td> <td>美浜</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>m未満</td> </tr> </table>				琵琶湖	美浜	1	1	出航地の波高	m以上	6	8	出航地の風速	m以上	10	30	出航地の視程	m未満	②上記団体の代表者、連絡先 代表者 _____ 連絡先 _____	
琵琶湖	美浜																			
1	1																			
出航地の波高	m以上																			
6	8																			
出航地の風速	m以上																			
10	30																			
出航地の視程	m未満																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 () 				③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり															
					④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり															
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき 																			
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>琵琶湖</td> <td>美浜</td> </tr> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30</td> </tr> </table>				琵琶湖	美浜	漁場における波高	1	漁場における風速	7	漁場における視程	10		1		8		30	m以上 m以上 m未満	
琵琶湖	美浜																			
漁場における波高	1																			
漁場における風速	7																			
漁場における視程	10																			
	1																			
	8																			
	30																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他 () 																			